令和７年８月７日

事業者　各位

公益社団法人滋賀労働基準協会 彦根・長浜支部長

安全衛生推進者養成講習会の開催について

時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。
平素は、当支部の事業運営に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、労働安全衛生法第１２条の２では中小事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため、安全管理者、衛生管理者の選任を必要としない**10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場**において、安全衛生業務を担当する**安全衛生推進者を選任しなければならない**ことになっています。
つきましては、滋賀労働局の登録を受けて（登録番号；滋第４号・登録有効期限；2029 年 3 月 30 日）下記のとおり安全衛生推進者養成講習会を開催しますので、貴事業場担当者の受講と共に、関係する構内協力会社の担当者の受講についてもご配意をお願いいたします。
なお 50 名以上の事業場におかれても、ライン現場部門の安全衛生推進担当者の日常活動に必要な知識となりますので、是非受講いただきたく併せてお願い申し上げます。

記

1. 日　　時　【1 日目】10 月 22 日(水) 9:00～17:05（着席は５分前、遅刻は失格になります）
　　【2 日目】10 月 23 日(木) 9:00～12:10

2. 会　　場　彦根勤労福祉会館 4F 大ホール（ＪＲ彦根駅西口下車徒歩５分）
　（注）駐車場の収容台数が少なく出来る限り公共交通機関をご利用願います。
　　満車の際は、ご自身で周辺の駐車場を探してご利用ください。

3. 受付開始　8/26(火)8:30　FAX 先着順(フライングは翌日回しになりますのでご注意ください)

4. 締　　切　申込み、入金とも開講日の１０日前　（定員 40 名で〆切りになります）

5. 講習科目　①安全管理　②健康の保持増進
　③作業環境管理及び作業管理　④安全衛生関係法令
　⑤リスクアセスメント　⑥安全衛生教育

6. 受 講 料　11,880 円（消費税、テキスト代込み）※会員事業場・非会員事業場共、同料金
　＊受講料は請求書と受講票が届いてからお支払いください。(受付処理後に郵送します)
　（注 1）振込手数料は、申込者の負担でお願いします。
　（注 2）振込の場合、領収書は原則発行しておりませんが、必要であれば HP に専用の依頼書がありますので、ダウンロードしてご利用ください。
　（注 3）現金支払いの場合は、当支部までご持参願います。（要事前連絡）
　（注 4）受講料は、各開講日の 10 日前までに当支部へ現金を持参いただくか、請求書に記載の銀行口座へお振込みください
　　＊締切日後も未入金の場合はキャンセル扱いとします。

7. 申込み方法　FAX でお申込みください。(受付開始日時をお守りください)

8. その他
　① 受講の取消・受講者の変更は、ホームページのバナー「東近江支部専用 取消・変更連絡書」をクリックし PDF に記載の内容に従って手続きしてください。
　　1. 受講の取消・日程変更は、開講日の１週間前まで。
　　2. 受講者の変更は、受講日の前日 16:30 まで受付けます。
　② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。
　③ 災害発生時や悪天候、特別警報の発令等により開講を「中止」する場合があります。概要は当協会のホームページ◆気象庁より特別警報発令時における講習会の取り扱いについて◆でご確認ください。

以上